



平成22年12月3日

登録番号31275番

道垣内 正人 殿

(一般財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事)

第一東京弁護士会

公益活動運営委員

委員長 高橋 英



検討結果について

ご提出いただきました2010年10月4日付「ご照会に対する回答」を拝見させていただき、委員会において検討をいたしましたので、その結果を下記のとおりご報告いたします。なお、先生からご指摘のありましたスポーツ仲裁規則の各条項に対する検討結果は別記したとおりであります。

記

1、規則の各条項では、日本スポーツ仲裁機構（以下、「機構」という。）が判断をおこない決定をする場合について、すべて「機構がおこなう」という規定の体裁がとられている。

このことからみると、代表理事や執行理事が実際の判断決定をおこなっていることがあるとしても、その判断決定の結果はいずれも代表理事あるいは執行理事の個人としての行為ではなく、機構の行為であると言わざるを得ない。

そうして、このような関係については機構の運営・運用を司る機関としての立場にある代表理事あるいは執行理事がその職責として判断決定をおこない、機関がおこなった行為であるためにその効果は機関に属すると考えることができる。

2、ところで、公益活動に関する会規（以下、「会規」という。）第二条三項は、「無償又は無償に準ずる低額な報酬で行う法律事務の提供であって、次に掲げるもの」とし、具体的に「イ、官公署に対する法律事務の提供」、「ロ、人権の擁護又は公的な権利の保障の支援若しくは教育を目的とする団体又は組織に対

する法律事務の提供」、「ハ、犯罪被害者、障害のある者その他の社会的・経済的弱者に対する法律事務の提供」、「ニ、その他社会的に有益な活動をする団体で、かつ、財政的基盤の乏しいものに対する法律事務の提供」を掲げている。これらの規定の趣旨から見ると、いずれも団体・組織の外部からそれら団体・組織に対して弁護士として法律事務を提供する場合を示しているものと判断することができる。

- 3、1で見たように、機構の役員については「法的サービスの提供者」というよりは団体・組織の内においてその運営運用を担う者（機関）と見ることができるのであって、これらについて会規第二条三項記載の場合に準じて取り扱うことは無理がある。役員ということであれば、むしろ会規第二条二項に規定される場所に準ずるべきである。
- 4、公益活動制度は負担金の支払いを会員に求め、かつ懲戒に至ることがある制度であるので、公益活動の認定作業にあたっては、各会員からの申請の実情をよく斟酌して、できる限り各会員の実績を尊重する姿勢で臨み、もって公益活動の実践が広く会内にいきわたるよう努めるべきである。しかし、一方では、上記のように各会員の権利義務に直結するものである以上、会員相互の公平を欠くことのないよう会規、規則の解釈適用にあたっては慎重であるべきであり、いたずらに拡大解釈や類推適用はおこなわれるべきではなく、必要がある場合には会規、規則を改正して、必要な活動について会規・規則に明記する方法を採るべきである。実際に、会規第二条二項、又に関しては上記方法によって後に加えられたものである。
- 5、以上のとおりであり、現段階で機構の代表理事及び執行理事について、これらを会規第二条三項に該当するものとはできず、これらをプロボノ活動として認定することはできない。

なお、公益活動実践の制度は、上記のように会員の権利義務に係る制度であるので、「申請を却下する場合には、公益活動運営委員会といった一委員会だけの判断に委ねるべきではなく、上位の常議委員会等で決定をおこなうべきである。」との立場から制度修正の検討がなされているところであり、又将来会規が改正されて、先に見た例のように「機構の役員」が、いずれかの箇所に加えられることがあり得ないではない。

〈スポーツ仲裁規則各条についての検討〉

1、第4条（この規則の解釈）

「この規則の解釈につき疑義が生じたときは、日本スポーツ仲裁機構の解釈に従うものとする。」

これは日本スポーツ仲裁機構（以下、「機構」という。）が制定した「スポーツ仲裁規則」に関して解釈に疑義が生じた場合の規定であるが、解釈を第三者に委ねずに自らが示したところによつた趣旨であつて、要するに、日本スポーツ仲裁機構で行われる仲裁手続については日本スポーツ仲裁機構が決定する内容方法によつたものと言へる。言わば実際の運用をどのように行うかの問題であつて、運用主体としては当然の対応である。したがつて、機構の役員が、規則の解釈判断に関与することがあるとしても、これは機構内の機関としての行為であつて、弁護士が依頼者らから、ある規則・規定の解釈についてどのように解釈すべきであるか意見を求められてこれに答えるといった通常行われる法律事務の提供とは異なると言わざるを得ない。

2、第20条（仲裁人）4項 ただし書

「ただし、当事者の選定する仲裁人については、日本スポーツ仲裁機構が特に合理性があると認める場合はこの限りではない。」

仲裁人候補者リスト以外からの仲裁人選定の場合の規定であるが、機構が行う「合理性の判断」は、法的判断を伴う場合も無いとは言ひ得ないが、全体としてみればむしろ仲裁続きの実際の運用をどうするかという場面における、機構における仲裁手続のあり方を定めたものと言ふべきで、この意味で上記第4条についての見解と異にしない。

3、第21条（仲裁人の人数及びスポーツ仲裁パネル）1項

「1 スポーツ仲裁のパネルは、原則として3人の仲裁人により構成される。ただし、当事者が合意により仲裁人を1人とすることを定めている場合、又は日本スポーツ仲裁機構が事案の性質に鑑み1名の仲裁人とすることが適当であると決定した場合には、スポーツ仲裁パネルは1人の仲裁人により構成される。仲裁人を1人とする当事者の合意又は日本スポーツ仲裁機構の決定は、第15条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から2週間以内になされなければならない。」

これも、事案の性質から見て複数の仲裁人で仲裁パネルを構成することが、仲裁機構の運用上適しているか否かの判定であって、法的判断に関する行為とは言い得ない。

4、第22条（仲裁人の選定手続）

仲裁人の選定作業及びその決定は事実行為であって、法律事務とは言い得ない。仮に「紛争の規模及び複雑性を考慮する」ことがあるにしても、やはり仲裁手続の運用の問題であり、法律事務の提供には当たらない。

5、第23条（忌避）及び第24条（辞任及び解任）

「2 当事者の一方による仲裁人忌避の申立については、当事者及び問題となっている仲裁人に対して意見を述べる機会を与えた上で、日本スポーツ仲裁機構がこれを判断する。」「2 仲裁人が職務を遂行せず若しくは職務の遂行を不当に遅延している場合、又は法律上若しくは事実上仲裁人が職務を遂行することが出来ない場合は、日本スポーツ仲裁機構はその仲裁人を解任することができる。」

いずれも法的判断を伴うことがあることは否めないが、全体としてみれば当該仲裁パネルの管理運用の問題であり、法律事務の提供であるとする事は出来ない。

6、第25条（補充）

「死亡、忌避、辞任又は解任により仲裁人の補充が必要となった場合には、その仲裁人の選定に係る手続に従い、代替りの仲裁人を選定するものとする。」

仲裁人選定の問題であり、第22条と同様である。

7、第36条（同一手続による複数の仲裁申立ての審理）

「1 日本スポーツ仲裁機構は、複数の仲裁申立てであって、その請求の趣旨が相互に関連するものについて、必要があると認めるときは、各仲裁申立ての当事者全員の同意を得て、これを一つの手続に併合することができる。ただし、複数の仲裁申立てが同一の競技団体の規則に基づくものであるときは、併合についての当事者の同意は必要としない。」

請求の趣旨の相互関連性判断は法的判断であると言えるが、これも広い意味では手続運用上の問題である。

8、第37条（手続の非公開・仲裁判断の公開・守秘義務）2項ただし書

「ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。」

公表、非公表の判断区分けは必ずしも法的判断であるとは言えない。機構運営の問題である。

9、第50条（緊急仲裁手続）1項及び3項

「1 日本スポーツ仲裁機構が事態の緊急性又は事案の性質に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断したときには、緊急仲裁手続による。」「3

緊急仲裁手続においては、第21条の規定にかかわらず、原則として仲裁人は1名とし、日本スポーツ仲裁機構がこれを選任する。ただし、日本スポーツ仲裁機構が、特段の事情があると認めるときは、仲裁人を3名とし、必要に応じて当事者の意見を参考にしつつ、その3名を選任することができる。」

緊急手続によるか否か、仲裁人の数を3名とするか否かの判断はいずれも法的判断とは言い難い。

10、第55条（日本スポーツ仲裁機構に対する予納とその精算）

「1 日本スポーツ仲裁機構は、第44条第2項に定める仲裁判断により手続に必要な費用などを被申立人から取り立てることになる場合に備えて、スポーツ仲裁パネルの許可を得て、被申立人に対してしかるべき金額を予納させることができる。」

予納させるか否かの判断は法的判断とは言い難い。

以上